

佐賀県告示第 172 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 29 年 2 月 28 日から平成 29 年 3 月 27 日まで佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 鳥巢浜崎停 車場線	唐津市浜玉町鳥巢字前田 18 番 1 地先から 唐津市七山木浦字政ノ木 2889 番 73 地先 まで	平成 29 . 2 . 28
	唐津市七山仁部字半田嶽 2510 番 1 地先か ら 唐津市浜玉町平原字寺田甲 27 番 1 地先ま で 唐津市浜玉町平原字中野甲 3814 番 1 地先 から 唐津市浜玉町平原字中野甲 3791 番地先ま で 唐津市浜玉町平原字上護甲 2689 番 1 地先 から 唐津市浜玉町平原字神名川甲 2707 番 2 地 先まで	〃